

相模・鎌倉地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

相模・鎌倉地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率8.69%）いたしました。これによる令和4年3月から8月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

59社

・集計事業者数は、事業の譲渡譲受により前年対比が不可能な事業者1社及び役員のみが乗務する事業者1社を除く57社である。

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 平均増収率

▲5.54%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

▲4.63%

改定前1人平均給与月額 (平成31年3月～令和元年8月)	改定後1人平均給与月額 (令和4年3月～令和4年8月)
302,250円	288,246円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
2社	2社	3社	13社	11社	12社	14社	57社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
10社	7社	11社	7社	7社	5社	1社	3社

95%以上 96%未満	95%未満	計
1社	5社	57社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成31年3月から令和元年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 6社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 6社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の全部を軽減した事業者数 1社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 2社
- ・労働者負担に変更がない事業者数 10社
- ・労働者負担を採用していない事業者 32社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 1社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 3社

(3) その他・・・・・・・・・・詳細は別記3のとおり

- ・その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数 14社

<問い合わせ先>  
 (一社)神奈川県タクシー協会  
 担当者 三上、熱海、久保田  
 連絡先 045-241-3577  
 <配布先>  
 関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)

## 別記

### 1 労働者負担の軽減

#### (1) 廃止された労働者負担

- ・チケット、クレジット手数料等 7社
- ・復路高速道料金等 5社

#### (2) 軽減された労働者負担

- ・チケット、クレジット手数料等 1社
- ・復路高速道料金等 2社
- ・洗車代等 1社

### 2 手当類の創設・拡充

#### (1) 新設された手当類

- ・車両清掃手当 1社

#### (2) 拡充された手当類

- ・乗務手当 1社
- ・古車手当 1社
- ・無事故手当 1社
- ・当直手当 1社

### 3 その他

- ・労働時間の短縮 5社
- ・一時金の支給 2社
- ・脳ドック検診費用の全額負担 2社
- ・インフルエンザ接種費用の一部負担 1社
- ・退職慰労金の導入 3社
- ・業務災害補償保険の加入 1社
- ・キャンセル発生時の補填 1社